

大田小学校 いじめ防止基本方針 令和8年4月

大田市立大田小学校

1 基本方針

(1) 基本方針のねらい

大田小学校は、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止および早期発見に取り組み、いじめがある場合には適切かつ迅速にこれに対処することをねらいとして「大田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

大田小学校は、全ての児童にとって安心安全な学校・学級づくりをめざし、特に、いじめ問題に対する児童の理解の深化や「いじめをしない、させない、許さない」児童の育成を目指し、各教科・特別の教科 道徳等あらゆる教育活動の中で取り組んでいくことを大切にする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法における“いじめの定義”》

(3) いじめの認識

いじめは人権侵害であり、許すことはできないものである。本校は、すべての児童及び教職員・保護者が、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」「いじめは見えにくい」という認識の上に、いじめが発生した場合においてはいじめられた児童の立場に立って迅速に取り組む。

(4) 推進の主な取り組み

- 安心、安全な学校、学級づくりを進める。
- 児童一人一人の自尊感情を育成するとともに、人権意識の高揚を図る。
- いじめを積極的に認知し、迅速かつ適切に対処する。
- 特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対処するとともに、解消に向けて家庭、地域、関係機関等と連携して取り組む。

2 未然防止の取組

(1) 校内体制の整備

本校は、いじめ防止等のための組織として、「大田小学校いじめ防止対策委員会」と「いじめ対応チーム」を組織する。

「大田小学校いじめ防止対策委員会」

委員長 校長

委 員 教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学級担任、学年主任、養護教諭、コーディネーター、児童生徒支援加配（担当者＝推進者）、（スクールカウンセラー）

※必要に応じ外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

活動内容 ・いじめの未然防止や早期発見

- ・ 事案の情報共有と判断
- ・ 方針の決定、役割分担
- ・ 教育委員会等との連携

必要に応じて、学校評価アンケート等で学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

「いじめ対応チーム」

構成員 （教頭）、主幹教諭、生徒指導主任、学級担任、学年主任、養護教諭

活動内容 生徒指導主任もしくは主幹教諭に寄せられた情報をもとに、緊急性の度合いに応じて初期対応を判断し、校長の承認を得て実行に移す。必要があれば、担当者でさらなる事実確認を行うとともに、いじめ防止対策委員会を開催する。

(2) 児童の実態把握と子ども理解の深化

いじめに関するアンケート調査、教育相談アンケートを毎学期1回行う。結果に基づき職員会議で児童についての情報交換や共通理解を図る。また、学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談やスクールカウンセラー等を活用する。

(3) 集団づくり

児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。また、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

(4) 児童のいじめ問題に対する理解といじめ解消に向けた実践力の育成

児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。そのため教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

(5) 職員研修

年度初めの職員会議でいじめ防止基本方針の周知を図り、教職員の共通理解を図るとともに生徒指導職員会議において職員研修をする。

特にインターネットを通じて行われるいじめを防止するため、携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導の充実・改善に努める。

3 早期発見のための取組

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生することが多く、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

(1) 校内体制の整備

- いじめに関するすべての事象について、情報を得た教職員は管理職に報告する義務がある。
いじめや、いじめにつながるとされる情報を得た場合には、速やかに管理職、生徒指導主任に報告、相談をし、いじめ対応チームを中心に関係者からの事実確認を行う。
- 担任との教育相談週間やアンケート調査、WEBQ-U等を計画的に実施し、スクールカウンセラーとの相談、日常の会話や日記帳等を通して児童の小さなサインを見逃さないように努め、学級経営の充実を図る。
- 児童の行動を注視する。(日常の会話、遊びのようす、持ち物等) 子ども同士のトラブル(いじめであるなしにかかわらず)については、記録を必ず残しておく。
- 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者会等)
- 地域と連携を深める。(民生児童委員会など)

4 いじめ発生時の対処

(1) 校内体制及び対処の手順

- ①いじめに関する事象が発見された場合は、学年主任、生徒指導主任を通して速やかに管理職に報告する。
- ②いじめ対応チームは、寄せられた情報をもとに、緊急性の度合いに応じて初期対応を判断し、校長の承認を得て実行に移す。必要があれば、担当者でさらなる事実確認を行う。
- ③校長は、生徒指導主任・学級担任・学年主任による注意・指導で解決を図ることができる事象か、学校全体での対応が必要か判断する。
- ④学校全体での対応が必要な場合、即時に校内委員の召集を行い、大田小学校いじめ防止対策委員会を開催する。大田小学校いじめ防止対策委員会では、児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。
- ⑤必要に応じ、警察、児童相談所など関係諸機関と連携を図る。
- ⑥問題解決後も児童の精神的ケアなど、事後対策を行う。

(2) 教育委員会への報告

委員長は大田市教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

5 重大事態発生時の対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を大田市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) いじめの事象に応じて対応方針及び対応措置を大田小学校いじめ防止対策委員会で決定する。
警察と連携が必要な事案に関しては、速やかに警察への相談や通報を行う。
- (3) 指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。

【重大事態への対応図】

